

自動車騒音調査結果

1. 目的

自動車騒音対策を計画的総合的に行うために、騒音規制法第18条の規定に基づき自動車騒音の調査を行いました。

2. 内容

評価路線 4路線
 (一般国道259号、田原赤羽根線、城下豊島線、小中山伊良湖線)
 シミュレーションによる評価戸数 555戸

3. 結果

評価を行った全ての住居について、昼間・夜間ともに基準値を下回っていました。

路線名	測定年月日	車線数	評価区 間延長 (km)	測定地点	測定地点の環 境基準 類型	測定結果(dB)		評価対 象戸数 (戸)	昼間・夜間 ともに基準 値以下の 戸数(戸)	昼間の み基準 値以下 の戸数 (戸)	夜間の み基準 値以下 の戸数 (戸)	昼間・夜間 ともに基準 値超過の 戸数(戸)
						昼間	夜間					
一般国道259号	2015.11.16~17	2	7.7	夕陽が浜	B	64	58	260	260	0	0	0
一般国道259号	2015.11.16~17	2	3.7	野田町	B	67	60	88	88	0	0	0
田原赤羽根線	2015.11.16~17	2	4.2	大久保町	B	66	59	72	72	0	0	0
城下豊島線	2015.11.16~17	2	5.1	谷熊町	B	61	51	90	90	0	0	0
小中山伊良湖線	2015.11.16~17	2	8.0	小中山町	B	59	47	45	45	0	0	0
計	—	—	28.7	—	—	—	—	555	555	0	0	0

道路に面する地域に係る環境基準

地域類型		環境基準(L _{Aeq})		幹線交通を担う道 路に近接する空間	
A	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域	左記のうち、2車線 以上の車線を有す る道路に面する地 域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下
	第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域		夜間	55dB以下	
B	第1種住居地域 第2種住居地域	左記のうち、2車線 以上の車線を有す る道路に面する地 域	昼間	65dB以下	
	準住居地域 都市計画区域で用途地域 の定められていない地域		夜間	60dB以下	
C	近隣商業地域 商業地域	左記のうち、車線 を有する道路に面 する地域	昼間	65dB以下	
	準工業地域 工業地域		夜間	60dB以下	

*車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

*昼間:6時~22時、夜間:22時~翌日の6時

*個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準
 (昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。